

# 健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和4年3月22日（火）  
午前10時01分～午後1時51分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		

出席説明員	行政管理課長	小柳 一成	資産活用担当課長	内田 直人
	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	福祉総務課長	松崎 亜来子	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子
	特命事項担当課長	森合 正人	保険年金課長	松下 恵二
	高齢支援課長	伊藤 和子	障害福祉課長	平松 渉

## 案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第30号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第31号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	特定事件継続調査の申し出について	承認

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	新型コロナワクチン接種について	特命事項担当
2	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
3	健康センター駐車場の賃貸借事業者について	健康推進課
4	母子保健事業に関する新たな取組について	健康推進課
5	30代健康診査事業の個別健診への移行について	健康推進課
6	日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
7	国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について	保険年金課
8	令和4年度税制改正に係る多摩市国民健康保険税条例の改正について	保険年金課
9	令和4・5年度後期高齢者医療保険料の改定について	保険年金課
10	多摩市総合福祉センターネーミングライツ・スポンサーの次期契約について	福祉総務課
11	多摩ボランティア・市民活動支援センターの第1・第3日曜日開館の再開について	福祉総務課
12	多摩市民生委員・児童委員の欠員状況及び候補者推薦の協力依頼について	福祉総務課
13	『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について	福祉総務課
14	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況について	福祉総務課
15	令和4年度の高齢者日常生活用具給付事業・住宅改造費助成事業の見直しについて	高齢支援課
16	コロナ禍における高齢者の健康二次被害対策について	高齢支援課
17	認知機能低下の方に寄添う通いの場の試行実施について	高齢支援課

18	令和4年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について	障害福祉課
----	---	-------

午前10時01分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第30号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 第30号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、詳しくは担当課長の松下からご説明をさせていただく。

松下保険年金課長 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただく。多摩市国民健康保険条例第8条の2に規定する結核医療給付の給付を受ける者の被保険者区分、20歳以上の被保険者について、成年年齢を引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律の公布等を踏まえ、18歳以上の被保険者による区分に改めるため条例の一部を改正させていただくものである。

多摩市国民健康保険条例第8条の2に規定する結核医療給付金については、被保険者の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の規定による負担において、医療に関する給付を受ける場合に国民健康保険より給付される結核医療給付金の給付対象者について、患者が20歳以上の被保険者である場合は当該被保険者の住民税が課税されないものであることを要件とし、患者が20歳未満の被保険者である場合は当該被保険者の属する世帯の世帯主の住民税が課税されないものであることを要件として規定している。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し令和4年4月1日から施行されることから、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定し、結核医療給付金の給付を受ける者の被保険者区分の年齢を改正させていただくものである。

改正内容としては、結核医療給付金の給付を受ける者の被保険者区分を「20歳以上の被保険者 当該被保険者」から「18歳以上の被保険者 当該被保険者」に、「20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」から「18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」に改正させていただくものである。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 法改正に基づく条例改正ということであるが、この改正によって18歳19歳の方が新たにこの対象になるわけであるが、それで、実際にこの18歳19歳の方がこれによって新たに利益を受ける、あるいは反対に不利益を受けるようなことがもしあるとすれば、どのようなことが想定されるのか。

松下保険年金課長 今こちらの給付対象者の方は1名で、例年ゼロもしくはお一人程度と対象者が非常に限られている。また、今回引き下げられることによる不利益はない。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第30号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第31号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、続いて第31号議案 多摩市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例の制定について、引き続き担当の松下課長から説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 それでは、多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。こちら令和3年12月26日に多摩市国民健康保険運営協議会に対して令和4年度の保険税率の見直しを諮問させていただき、令和4年2月17日に2%の増額改定ということで答申をいただいている。この答申を受けて、全ての所得階層で2%程度の増額を基本とし、改定を行うものである。

改定の内容については、医療分所得割を5.48%から5.59%に、同均等割額を2万7,600円から2万8,200円に、後期支援分所得割率を1.78%から1.82%に、同均等割額を1万1,400円から1万1,600円に、介護納付金分所得割率を1.58%から1.62%に、同均等割額を1万1,600円から1万1,800円に、それぞれ改めるものである。また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律などが成立したことによって、子育て世代の経済的負担軽減の観点から令和4年度より未就学児に係る国民健康保険税均等割額の5割を減額するために所要の改正を行うものである。

続いて、今回改正条例を上程させていただくまでの経過についてまずご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいと思う。こちら東京都より令和4年度の国保事業費納付金について、昨年11月に仮係数に基づく仮算定結果、本年1月に確定係数に基づく本算定結果が示されている。こちら資料1が本算定結果となっている。

まず上段の1人当たり納付金及び標準保険料率等であるが、1人当たり納付金については17万4,462円、令和3年度が16万4,744円となっており、多摩市5.9%の増、東京都平均では18万9,368円、令和3年度が17万9,710円、5.4%の増となっている。1人当たり保険料額については16万251円、令和3年度が15万1,656円、5.7%の増。東京都平均では16万7,042円、令和3年度が15万7,351円、6.2%の増となっている。標準保険料率の所得割率については12.44%、令和3年度が11.89%、4.6%の増、東京都平均では

12.20%、令和3年度が11.6%、5.2%の増となっている。均等割額については7万6,258円、令和3年度が7万3,160円、4.2%の増。東京都平均では7万4,775円、令和3年度が7万1,467円、4.6%の増となっている。

次に、国保事業費納付金及び激変緩和等であるが、納付金は激変緩和前が多摩市45億6,928万円、令和3年度が44億3,601万9,000円と3%の増、東京都全体では4,364億5,105万円、令和3年度が4,198億7,908万1,000円、3.9%の増。激変緩和については7,108万4,000円、昨年度は1億2,519万3,000円、43.2%の減、東京都全体では16億9,207万8,000円、令和3年度が22億6,848万2,000円と25.4%の減となっている。

都の財政支援については、昨年度はゼロだったが、今年は199万3,000円東京都からの財政支援がついている。激変緩和後の納付金であるが44億9,620万3,000円、令和3年度が43億1,082万6,000円、4.3%の増、東京都全体では4,345億6,526万1,000円。令和3年度が4,176億1,059万9,000円、4.1%の増となっている。賦課すべき保険料必要額であるが、令和4年度が41億3,162万4,000円、令和3年度が39億7,158万6,000円、4%の増となっている。東京都全体では3,823億2,567万6,000円、令和3年度が3,636億7,836万9,000円、5.1%の増となっている。

続いて資料の3をご覧くださいと思う。こちら多摩市国民健康保険運営協議会からの答申になっている。国保運営協議会での審議の状況であるが、国保運営協議会には、国民健康保険を取り巻く社会情勢や国の動向、国民健康保険が抱える構造的な課題、税負担の公平性などを踏まえて、税率の見直しについてどのように考えるか意見を求めている。令和3年11月25日の意見交換から、12月16日に見直しについてを諮問させていただいている。

その後、令和4年1月20日、2月3日と実質4回国保運営協議会では審議をしていただいている。答申の内容については、財政健全化の取り組

みを踏まえれば、第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に掲げる対前年度比4%が望ましいが、一方で社会保険の適用拡大等により低所得者割合がさらに増加することが想定されること、物価上昇が低所得世帯へ与える影響やコロナ禍であるという特殊性を考慮し、2%の増額改定とするという答申になっている。

続いて、資料の2をご覧くださいと思う。こちらモデルケースによる保険税比較という形になっている。令和3年度今年度の保険税額、令和4年度の改定案による税額、それから参考に標準保険料率で算定したもの、26市平均、23区平均、東京都平均というものを参考につけさせていただいている。

まず、ケース1の夫婦とお子さんがお一人おられる給与収入300万円の世帯だと、令和3年度が26万9,100円、改定案によると27万4,600円、増減額が5,500円の増、増減率は2%の増となっている。

続いてケース4をご覧くださいと思う。こちらご夫婦で夫年金収入200万円、妻年金収入80万円という世帯である。令和3年度7万3,000円、改定案によると年額7万4,500円、増減額が1,500円、増減率が2.1%となっている。

続いてケース5は、こちらお一人の世帯で年金収入が100万円という方である。今年度は1万1,600円、改定案によると、1万1,800円、増減額が200円、増減率が1.7%という形になっている。

ケース6をご覧くださいと思う。こちら令和4年度から未就学児の均等割5割減額の世帯になっている。4人世帯でお子さんお二人、こちらのお二人が未就学児という形で、今年度が38万3,200円、改定案によると35万1,200円、対前年で3万2,000円の減額、増減率については8.4%の減という形になっている。多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は以上である。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 条例改正の内容としては、一つは、平均税率を2%引き上げること、もう一つは、国制度で未就学児の均等割額を50%軽減するという内容にな

っていると思うが、先ほど諮問と答申の結果が示されたが、諮問するに当たって市長の意思として2022年度についても2021年度と同様引き上げは凍結するという考えはなかったのか。国民健康保険運営協議会の考えに委ねるのは、市民本位と言えはそういうことになるのかもしれないが、私はこういう状況の中では少し無責任ではないかと思うが、その点はいかがか。

松下保険年金課長 今回の見直しに当たって、市長から凍結とか4%増というような話はなかった。あくまでも国の動向、例えば今国では国民健康保険財政運営の安定化というところで法定外繰り入れの早期解消、あと給付と負担のバランスといったもののあり方についての取り組みを強化している。

一方で、多摩市では、第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針を定めて原則4%増で見直しを行っていくという方向性を出しているが、今回社会保険の適用拡大がされる、あとコロナ禍の影響といったものを踏まえて、国民健康保険運営協議会としてどうあるべきかを今回議論していただいたという状況である。

小林委員 確かに国民健康保険運営協議会のメンバーの方たちは市民の代表であり有識者だということになるので、そこに考えてもらうというのは一つの方策かと思うが、私は今多摩市の国民健康保険の被保険者の状況を一番よくわかっているのは担当の所管であり市長であると思うので、そういう点ではぜひ2022年度についても政策決定として凍結としてほしかったと思う。

それで、答申では、国民健康保険制度の構造的な問題について国や都に提言をしてほしい、被保険者に全額転嫁するのではなく財政支援や公費負担のあり方について国や東京都に申し入れをしてほしいということが付帯意見として出されている。これを受けて、所管としては2022年度中にどのような内容で、どのような行動を起こそうと考えているのかお答え願う。

松下保険年金課長 この医療保険制度のあり方という部分については、東京都市長会からも例年医療保険制度の一本化を要望させていただいているところである。所管としても、引き続きそういった要望を上げさせていただくとともに、

今回国民健康保険運営協議会の答申の中では、保険者の多摩市だけではなく東京都市長会レベルでまた改めてこの制度について検討してほしいということであるので、そういったところは関係所管とも調整をしていきたいと考えている。

小林委員

国民健康保険運営協議会のメンバーの方たちの思いに応えるためにも、目に見える形でぜひアクションを起こしてほしいと思う。

私が補正予算の質疑でも指摘したように、2021年度についてはコロナの様々な給付金の効果があり、予想よりも国民健康保険税収入が多くなったので国民健康保険への法定外繰入額を決算見込みで減らすことになった。この数年間の傾向を見ると、明らかに予算よりも決算で繰入額については大幅減額、年々法定外繰入額そのものが減る傾向にあると思う。そうなれば、一定の法定外繰入額を維持するという政策決定をすれば、毎年4%ずつ上げていくわけであるが、それを上げなくても済むという状況が生まれていると私は思うので、先ほどの繰り返しになるが、せめてコロナ禍のときぐらい一定額の法定外繰り入れを維持するという施策を取るべきだともう一度指摘しておきたいと思う。

それで、先ほど説明があったように資料のモデルケース6、未就学児の子どもがいる世帯では、税額が2%上がったとしても子どもの均等割額が50%軽減になることでマイナス3万2,000円、8.4ポイントと大幅に下がった。これは子どもの均等割額を減らすことの効果がはっきりと表れていると思う。どうしても税率を上げ続ける必要があるのであれば、せめて子どもの均等割額を軽減・免除することで埋め合わせしていくべきではないか、それで持続可能な国民健康保険制度になるのではないかと思うが、その点についてのお考えを伺いたいと思う。

松下保険年金課長 国民健康保険の子どもの均等割の軽減については3月補正のときにもご議論させていただいた件であるが、こちらを国が実施する以外に多摩市独自でやる場合には、前回もご説明させていただいたが、地方税法に抵触する部分、法定外繰り入れを早期解消していかなければならないという状況の中では、多摩市独自での均等割の実施はかなり厳しい状況である。

都内でも、数市、独自軽減をやっている保険者があるが、今回国が制度

化したことによってそういった市の動向がどうなるのかも見極めていきたいと考えている。

小林委員　　この間ずっといろいろな場面でやり取りもしてきたが、市長は一般的には子どもの均等割額を軽減あるいは免除するという方向そのものについては賛意を示しておられて、市長会等でももちろんこれを求めている、全国知事会でも求めている方向と一緒であるが、独自にやるとなると地方税法に抵触するおそれがあるということであるが、今言われたように実際に地方自治体で減免をしているところがある。手元の資料では2019年現在全国で25市町村、都内では東京多摩地域の昭島市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市の4市で実施している。そうすると、これらの実施している地方自治体では今言われたように地方税法違反を犯してやっているのか、それに対して例えば総務省がペナルティを科すことをやっているのかどうか、それをお答え願う。

松下保険年金課長　26市の中でも独自軽減をかけているところが6市ある。地方税法に抵触するという部分では、厚生労働省の国民健康保険課長が、そちらを独自でやる場合には地方税法に抵触するとはっきりと明言されている。

小林委員　　その後さらに2市ふえているということで、厚労省がそういう指摘をしてもこれらの自治体ではやっているわけであり、そういう状況もぜひ見てほしいと思う。財政的に例えば未就学児の国民健康保険税を全額免除することにしたとしても、先日指摘したように900万円のお金を出せばこれができる、ただ地方税法違反に抵触するおそれがあるからと言われていたのだが、どうやったらできるのかを前に置いて考えてもらいたいと思う。具体的に言えばさっき言った多摩地域の6市でもよいが、どういう形で実施しているのかぜひ調査して報告をお願いしたいと思うが、いかがか。

松下保険年金課長　そちらの6市がどういった考えで独自軽減をかけているのかについては、ある程度情報はつかんでいる。また、今後国が制度として整備することによってどういった方向で考えていくのかを当該市に確認させていただきたいと考えている。

あらたに委員　　今のところと重複しているが、付帯意見の中で構造的な課題がますます

顕著になってくるとあるが、この構造的課題に対して多摩市としてはどのようにそれを受け止めているのか、こういうことが課題であるときちんと整理されているのか、また多摩市として、その解決策としてこのような形で改善してもらいたいというような具体的な案をきちんと持っているのかどうかお聞かせいただきたい。

松下保険年金課長 国民健康保険の構造的な課題については、対象者の年齢が高い、医療費が高い、低所得であるというところが構造的な課題として挙げられているが、その構造的課題を多摩市だけで変えていくのは非常に難しい状況であるので、公費負担のあり方、あと先ほど申し上げた医療保険制度のあり方は東京都全体として考えていかなければならない問題だと考えている。

あらたに委員 そこは十分わかっている。今回は市長会などで議論を行ってもらいたいということがあるわけであるが、市長会に出る多摩市の市長がただよその意見を聞きに行くだけでは話にならないので、具体的に現場としてこういう苦労がある、こういうところが大変だ、だから国にこうしてほしい、東京都にこうしてほしいという具体的な案を多摩市として持っているのかどうかを聞きたい。

松下保険年金課長 そのような構造的課題がある中で財政健全化を進めていくことが今のところ被保険者の負担率の増というような形になっていく。他の医療保険と比べ本人負担率が国民健康保険の場合10%になっているので、そういった部分をどうしていくべきなのかを東京都市長会の厚生部会等でご議論いただければと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

小林委員 小林憲一である。第31号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場で意見を申し上げる。

まず2022年度の税率についてである。国民健康保険運営協議会に諮問するに当たって前提条件をつけないで行ったと聞いたが、一見市民本位だとなっているが、私は、市長の意思として2022年度についても引き

上げを凍結するという考えを示すべきだったと考える。極めて残念である。国民健康保険運営協議会の答申の付帯意見では、国民健康保険制度の構造的な問題について国や都に提言を、そして被保険者に全額転嫁するのではなく、財政支援や公費負担のあり方について国や東京都に申し入れをということが挙げられている。このまま毎年4%ずつ税率を上げていくことに明らかに懸念が表明されている。しかも、この間指摘してきたように法定外繰入額が年々下がっていく傾向を踏まえれば、一定の法定外繰入額を保てば税率を上げなくてもよいのは明らかである。連続引き上げ方針を見直すことを強く求める。

一方で、資料のモデルケースにもあるように、未就学児の子どものいる世帯では、税率が2%上がったとしても、子どもの均等割額が50%軽減になるために3万2,000円、8.4ポイントと大幅に下がっている。子どもの均等割を減らすことの効果ははっきりと示されている。そうであれば、どうしても税率を上げ続ける必要があると判断するのであればせめて子どもの均等割を軽減・免除して、その埋め合わせをするべきではないかと思う。それが持続可能な国民健康保険制度にしていくことになるのではないかと思う。市長も、一般的には子どもの均等割の軽減については必要という認識を持ち、国等に求めている。

しかし、市独自に行うことになると国民健康保険への法定外繰り入れで対応するのは地方税法に抵触するおそれがあるとして否定的である。しかし、現在でも全国で少なからぬ市町村が子どもの均等割の免除ないし軽減を実施しており、東京多摩地域でも6市で実施している。財政的には、例えば未就学児の国民健康保険税額を全額免除するのに要する市の一般財源からの持ち出しは900万円である。子どもの国民健康保険税の均等割を軽減・免除することには効果があるという認識であれば、自治体の裁量でどうやったらできるのかを考えることが、より生産的で、より重要だと考える。このことを指摘して、本条例案について可決の立場での討論とする。

きりき委員長　ほかに意見討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第31号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。  
日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。  
本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。  
この際暫時休憩する。

午前10時35分 休憩

---

(協議会)

きりき委員長 ここで協議会に切り替える。  
それでは、協議会1番、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 引き続き協議会報告案件の1点目である。健康推進課の特命事項担当から、新型コロナワクチン接種についてご説明をさせていただく。資料については当日配付となっている。

森合特命事項担当課長 それでは、新型コロナワクチン接種の最新の進捗状況についてご報告させていただければと思う。スライドの2枚目からになる。

まず接種券の発送状況である。昨年10月15日までに2回目接種を完了された方の追加の接種券については、既に発送済みとなっている。その数10万4,835人の方に接種券を送らせていただいているところである。今後については、昨年10月16日以降に2回目接種完了された方に、大体2回目完了から5.5か月を目安として接種券を順次送らせていただくような形を考えている。実際のスケジュールについては、資料に記載させていただいているとおり、4月については3回、5月以降については対象人数がかなり少ないところもあるので、適宜送らせていただくことを考

えている。

続いて3ページ目、予約状況についてである。既に集団あるいは個別について4月末まで予約枠を空けさせていただいている。その予約枠に対して今どようになっているのかというところである。70歳以上については、事前に指定をさせていただいているところもあるので、ほぼ100%という形になっている。70歳未満の方については、接種券を今現在約7万5,000通送らせていただいております、予約は個別集団含めて約5万3,000件入っている。予約率については71%となっている。全体については約79%で、基本的に接種券を送らせていただいている数に対して8割の方が予約をしているところである。それから、今月の頭3月5日から小児接種も始めさせていただいているが、小児接種については18%で約2割となっている。

4ページ目、接種者数の報告になる。1回目、2回目、3回目という追加のところ、65歳以上の方については現時点で3万5,309人の方が接種されているところである。64歳以下については、3万4,466人というところである。合計6万9,775人の方が3回目の接種を完了されているところである。括弧書きについては、1週間に1回こういった進捗状況を出しているので1週間ごとの増を記載させていただいているが、65歳以上についてはかなり数字が少なくなっており、今64歳以下の現役世代に接種のフェーズが移っているような状況になる。

続いて、5ページ、接種率である。3回目の接種率であるが、65歳以上については82.4%になる。参考に国・東京都の接種率で、3回目の高齢者の接種率については、国が74.5%、東京都は74.1%となっている。64歳以下接種率であるが、多摩市については40.6%となっている。全体でとなると、多摩市については54.6%、国は39.0%、東京都は39.6%となっている。

6ページ目、年代別に10歳刻みで接種率を出させていただいている。見てわかるとおり、若年層に行くにつれてまだこれからの接種であるのでやや接種率が下がっているような状況があるが、一応今のところ、こういった接種率で推移をしているところである。

最後に、7ページ目、3月11日付で追加接種の接種年齢の拡大というところで、今18歳以上となっているが、12歳というところも早ければ4月以降に接種開始されるような状況もあるので、正式に3月11日付で東京都から12歳以上の追加接種の体制の準備についても速やかに進めていただきたいという事務連絡通知をいただいている。それを受けて、本市としては、まず12歳から17歳の接種券については速やかに印刷等々をさせていただき、送るのはあくまでも厚生労働省から正式な承認がおりた際に速やかに接種券を送れるように、準備だけは進めながら対応していければと考えている。

使用ワクチンであるが、若年層についてはやや副反応で心筋炎や心膜炎等々を言われているので、基本的にはファイザー社製のワクチンを使っただきたいといった通知の内容にもなっていたので、現在多摩市のファイザーのワクチンの保有量については、12歳から17歳の対象者全て賅えるぐらいの保有量は確保しているので、十分対応可能かと思っている。それから、接種体制については、基本的に今までと同様になるが、集団接種あるいは個別接種で対応していければ考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 今回の3回目の接種については、私にもいろいろ声が届いていて、待つ時間が十分刻みで通知をされたということで、非常にスムーズに対応していただいたということで、これは非常に好評を得ている。もう一つであるが、今の報告になかったが、タクシーチケット利用状況についてと、あとタクシーチケットについても私、知り合いの高齢者の方何人かに聞いてみたが、聞いていたという人と聞いてないという人とばらばらである。どういご案内をしたのかについてお答え願う。

森合特命事項担当課長 タクシーチケットについては、利用者の皆さんから、本当に非常に助かっているという多くの声を私どもにもいただいている。実際の実績であるが、予算化あるいはチケットの枚数等々含めて印刷させていただいているが、想定約2割から3割程度を使っただけのような状況である。実際の周知であるが、接種券を送らせていただいて、接種するには市公式ホームページやたま広報に、集団接種の接種後の際にタクシー

チケットをご利用になれることをご案内させていただいている。それから、接種後に接種済み証を発行する集団接種場所であるが、タクシーチケットをご利用になりますかということで会場で必ず実際に声かけをして、周知の点については漏れがないようにさせていただいているところである。

ただ、思った以上に高齢者の皆さんはシルバーパス等をお持ちで、そういった中で遠慮される方もおられると現場から上がってきているような状況である。

しのづか委員 漏れなくお声がけしていただいているということで、そこは安心した。  
きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 2 番、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、協議会報告案件 2 点目である。健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、担当の金森課長からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、4 点挙げさせていただいている。

まず 1 点目であるが、多摩市独自の PCR 検査についてである。こちらはご案内のとおり検査対象者、施設等で感染者が発生した場合に保健所の判断による濃厚接触者とは特定されなかったが、何らかの接触のある方で必要性がある方、検査を希望する方などに実施させていただいている。

(2) にあるように、令和 3 年度実績であるが、3 月 2 日現在の数値をこちら挙げているが、施設での PCR 検査は延べ 3 2 施設 5 0 7 件、うち 1 月以降オミクロン株の発生以降の伸びが大きくて、1 月以降延べ 2 3 施設 2 7 7 件となっている。最新のデータだと、3 月 1 8 日で 5 5 4 件まで伸びており、1 月以降の施設は 2 9 施設 3 2 4 件になっている。医師会に委託させていただいている PCR 検査施設については 3 施設、これは唾液検査が難しい乳幼児対象であるが、全て 1 月以降になっている。3 点目はワクチン接種従事者の職員検査で、これはワクチンの接種従事の際だった

ので1月以降はなしとなっている。

2点目、自宅療養対象者の物資支援、食料品、日用品、生理用品の支援である。こちらは3日分の物資支援で、東京都の物資が届くまでということで、自宅療養者とその同居の家族で濃厚接触者になっている方を対象とさせていただいている。こちらは(4)にあるように配付数合計699世帯となっている。最新3月18日の時点で901世帯まで伸びている。食料品は、こちらに書いているのは1,888人であるが、3月18日で2,498人、日用品が638世帯から818世帯、生理用品は99袋で変わっていないが、そういった形になっている。1月以降の伸びが大きいところになっている。

2枚目に行く。コロナの電話相談である。こちらは、ご自宅で療養されている方、もしくはそれ以外の方でも不安がある方、そういった方の電話相談をお受けしているところである。保健所には連絡がなかなかつながらない方を支えるような形での電話相談となっている。期間については、1月26日から月曜から土曜に開所させていただいており1,133件、これも3月2日現在であるが、3月18日現在だと1,488件となっているので、1日平均大体35件ぐらいの相談があるようなところになっている。

4点目、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。こちらは令和3年の7月26日から開始させていただいた。海外からワクチン接種証明を求められる方に、デジタル化に合わせて紙版とマイナンバーカードを利用したものの2種類あるが、健康推進課では紙版を配布させていただいている。申請状況であるが、(3)にあるように、①については819件、②については317件で、最新のデータで3月18日現在405件となっている。受け付けについては、窓口と郵送の両方を利用させていただいている。使用用途については、国内・海外用の両方あるが、海外用が多いような傾向になっている。最新でも、国内用は106件26%、海外用は299件74%と、海外に行かれる方が利用されることが多くなっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 コロナの電話相談であるが、一応予定では3月31日までとなっているが、オミクロン株の感染拡大がまだ収まっているとは言い難い状況で、自宅待機者が4月以降も出てくると思う。これを延長する予定はあるのか。

金森健康推進課長 今ご質問いただいた点であるが、当初補正予算で今回上げさせていただき予定にしており、4月以降も延長という形で考えている。ただ、月曜日から金曜日までという形にさせていただき予定にしている。

しのづか委員 実施方法は変えてということである。期間についてであるが、これは今後の感染状況を見据えて、期間を決めずということか。

金森健康推進課長 当初補正予算では、6か月分をまず見込ませていただいている。今お話があったように、感染状況に合わせてまた延長等を検討していきたいと思っている。

しのづか委員 オミクロン株の後どういう変異株が起こるかわからないが、私、国立市の事例を挙げて総括で質疑したが、やはり臨機応変に感染状況を見据えた形で、市民の不安はこういった相談窓口があるかないかで変わってくるので、適宜対応していただくことを要望して終わる。

小林委員 多摩市独自のPCR検査についてはぜひ継続して行ってほしいと思うが、それで、別のところでも言ったが、現在都制度で行っている検査キットを使った高齢者施設、病院、障がい者施設、今年に入ってから学校・保育園等でやっているが、都が直接行っているのではなかなか状況がつかめない。少なくとも市内の事業所についてはその状況がわかる資料の提供をぜひ東京都に求めてほしいと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 前回、補正予算の際にもご質問いただいたかと思っている。東京都に問い合わせさせていただき予定にしているが、まだ実施をさせていただけていない。今後問い合わせをさせていただき、どこまでわかるかわからないが、都内の状況等もできる範囲で把握していきたいと思っている。各所管ではなかなか把握できにくい、かなり多い事業者もあるので各事業所の細かい部分がどこまでわかるのかについてはなかなか厳しいところがあるようであるが、東京都でまとめておられるデータの中で、どこまでわかるのかは調べていきたいと思っている。

小林委員 この検査キットを使った検査の目的は2つあると私は思う。一つは、そ

それぞれの事業所施設で安心してケア労働に従事できる環境をつくること、もう一つは、それぞれの施設でクラスターを発生させないという非常に大きな目的があるので、それには市内の事業所施設でどうなっているのかをやはりつかむ必要があると思うので、なかなか大変だと思うが、ぜひお願いしたい。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会3番、健康センター駐車場の賃貸借事業者について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長　それでは、引き続いて3点目、健康センター駐車場の賃貸借事業者について、担当の金森課長からご説明をさせていただきます。

金森健康推進課長　健康センター駐車場の賃貸借事業者については、12月の常任委員会でもご報告をさせていただきました。ここで入札が終わって新たな事業者が決定したのでご報告をさせていただきます。

こちらにあるように新たな賃貸借契約概要であるが、契約先は株式会社第一興商となる。契約期間は、令和4年の4月1日～令和9年3月31日までの5年間となる。入札は1月26日に実施させていただき、7社の参加があったが、結果的に第一興商となっている。駐車料金については、ここでほぼ決定し、平日の当日最大料金が1,500円から1,300円に想定と書いているが、1,300円で決定している。減免対象については特に変更がなく、今までどおり妊婦、乳幼児連れの方、障がい者の方は3時間無料、上記以外の方は1時間無料という形の扱いにさせていただきます。

今後のスケジュールについては、今年度契約していた首都高速道路サービス株式会社が今撤去作業等を実施させていただいている。4月上旬に駐車場の事業運営開始となっており、今現在バーが取り外しをされたところになるので、健康センターを利用される方については利用が可能であるが、民間有料駐車場としては今一旦お休みをさせていただき、新しいバー等が整い次第また開始という形になる。

きりき委員長　市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 前にお伺いしたときに、障がい者用の駐車スペースがないという話の中で、今赤十字がとめている入り口のすぐわきに確保するという話を聞いていたが、内容としては変わったのか。普通の場合、ほかと一緒に条件である代わりに健康センターの側で何かチケットを発行して減免する、場所としては障がい者用スペースは置かないような場合もあると思うが、その辺の仕様はどうなったのか。

金森健康推進課長 身体障がい者用の駐車場を2台確保という形で一応記載はさせていただくことにしている。万が一そこにとめられなかった場合には別途外側のところにとめるなり、健康センターを利用される方だと、そういった形の配慮はさせていただきたいと思っている。

小林委員 ここは一般的な民間の有料駐車場と同じように利用してもらうことと、併せて健康センターとコミュニティセンターの利用者が優先的に使える条件をつくる必要があるかと私は思っているが、この中に平日当日最大料金を近隣の駐車場の状況を参考に若干の見直しを行うと書いてあるが、近隣の駐車場より平日当日最大料金を低く設定をすると、コミュニティセンターの利用者にとっては優先的利用を阻害する条件になるのではないかと思う。特に土日のコミュニティセンターの利用者が一番多く利用するとき満車で使えない状況が何回か出ていると思うが、私はそういうのにぜひ一定の配慮というか、コミュニティセンターの利用者がきちんと使える仕組みをつくる必要があるのではないかとと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 今回健康センターの駐車場に関しては、こちらに書いているように地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸し付けという形になっているので、一般の民間有料駐車場と同じ扱いとなる。今業者への委託仕様書の中で制限をさせていただいているのは、お子様の健診といった健診系で健康センターに来られる方を優先にということで、シルバー人材センターの方にご協力いただきながら実施させていただいているところである。

金額的に平日は1,500円から1,300円へと少しお安くさせていただいたのは、今回貸し付け事業者の撤退もあったので、近隣の駐車場の状況を見ながら変えさせていただいたところである。日曜日については、今

までもほかより若干安めに設定させていただいているところがある。こちらについては、現行と同じような形で対応することになっている。今のところ健康センターの駐車場ではなく民間駐車場扱いという形になるので、そういった健診等こちらが呼びして来ていただかないといけないもの以外については、特段優先的ということとは考えていない。ただ、利用いただいた場合には減免措置をさせていただくのが今の仕様という形になる。

小林委員 長時間とめておきたい人は、少しでも平日当日最大料金が安いところを狙ってくるわけである。そういう方たちでいっぱいになってしまうと、コミュニティセンターで例えば2時間～3時間の催物がいろいろあって車で来られたときに満車で使えないということが出てくるので、そこはいろいろ考えてほしいと思う。そのことについてもう一度伺って終わる。

金森健康推進課長 この駐車場であるが、健康センターを利用される方については、例えば健診は優先的というお話をしたが、必ずしも利用できるものではないという形のご案内をしている。有料駐車場になったので満車の場合には近隣の駐車場をご利用いただく場合もあるというような案内もさせていただいているところである。その辺りは市民の皆様にもご理解いただけているところである。

あらたに委員 前にも聞いたが、以前契約していた会社は5年の契約だったのに途中でやめられるわけであるが、この会社は別に駐車場業務をやめるわけではなく、ここはやめてしまうというだけである。なぜ健康センターの部分は引き揚げようかと判断されたのか、知っている範囲で教えていただければと思う。

金森健康推進課長 前回の首都高速道路サービス株式会社であるが、見込みほどの駐車場の利用がなかったというところになるかと思う。なかなか見込んだほどの収益が上がらなかったところが一番大きかったようである。特にコロナ禍もあつたのでよりそういった点が目立ってしまったところが大きいと聞いている。全体的にそういった事業を見直す中で、健康センターの駐車場については撤退をしたいというような申し出があった。

あらたに委員 少し調べてみたが、こちらの会社は23区を中心に駐車場業務をやっているような感じで、三多摩エリアにはあまり出していない。いろいろメンテ

ナンス等々、後々の管理のことを考えたときにこの規模では合わないというところがあると思う。私は以前、公園の駐車場の有料化の話のときに、大手の駐車場業者にいろいろお話を聞かせてもらった。結局2台～3台ぼつんと離れているところにあるのだったらメンテナンスのことを考えたらコストが合わないから手を挙げないが、面でいろいろなところをまとめて仕事をいただけるのだったらコストメリットが出てくるのできちんと対応できるということでお話をいただいていた、そのことを以前市側に提案したわけである。

こうやって単体で個別にやっていたら、業者もメリットが出ないから高い契約になってしまうし、契約期間中に途中でやめられてしまうことがどんどん起こってくるので、もう少し面で契約するような形をとらないと行く行く行き詰まっていくということでお話しさせてもらっていたが、今回も結局残念ながらこうやって健康福祉部単体で契約されているという形を取っているわけである。今回の契約更新に対して、市全体の公共施設として多摩市で一括してやるのかどうかも含めてこういったことを議論されたのかどうかだけ確認させてもらえるか。

小柳行政管理課長 今いただいたご質問については、前回もあらたに委員からいただいているので、検討をさせていただいているところである。先日予算の審議の中でも公園緑地課長から、今公園の駐車場の有料化について検討を進めているという回答をさせていただいたところである。それと整合する形で市の公共施設駐車場のあり方もお示しできるようにと考えているが、今回の健康センター駐車場については、もともと5年間予定していた事業者が今年度末で終わってしまうところを早急に切り替える必要があったため健康センターだけで切り替えを行うというのが今回提案させていただいている内容であるが、ここが定着し、また公園の駐車場の有料化についても一定の方向性が出せたら、あらたに委員から先ほどいただいたような面で管理を委託していくことで委託経費を下げていくような取り組みを検討させていただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会4番、母子保健事業に関する新たな取り組みについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、引き続いて4点目、健康推進課から母子保健事業に関する新たな取り組みということで担当の金森課長からご説明をさせていただきます。

金森健康推進課長 続いて母子保健事業に関する新たな取り組みについてである。こちらは2点ある。まず1点目、健康推進課と保育園との連携による乳幼児向け食事相談の体制構築で、令和4年度から「いつでもどこでも食事相談」を開始するというご報告になる。概要については、こちらに書かれているように、今現在いろいろな子育て情報があふれているが、正しい情報をつかむことが難しい子育て世代があふれている。市民にわかりやすく正しい情報を発信し届けるということで、健康推進課と市内の保育園が連携させていただいて、市民が身近な場所で必要なときにタイムリーに離乳食を中心とした栄養相談を行える体制を構築して市民に周知啓発を行うものになっている。こちらは、令和2年10月に開始させていただいた子育て世代包括支援センター事業の一環という形で進めさせていただく。

(2)に今までの取り組みをまとめている。健康推進課と、多摩市保育協議会に栄養士部会があるが、こちらと計6回、体制及び具体的内容を検討させていただいて、それぞれアンケート集約等をさせていただいた。結果、内容を検討して、皆さんに一定程度同じ情報をお伝えする必要がある。なのでそういった資料を作成させていただき、特に相談の多い内容についてはそごがないようQ&Aなどもつくらせていただいている。4月からチラシ、ポスター、公式ホームページ、にゃんとも子育てライン等によって周知啓発予定とさせていただいている。これによる市民のメリットとしては、遠いところの方が健康推進課の離乳食講習会に来なくても、近くの保育園等で同じような内容を学ぶことができるようになる。

2点目は、死産を経験した方への支援である。こちらの取り組みはもう開始しているが、12月の議会でもご提案をいただいていた内容になる。死産を経験した方が死産届を市民課に提出されるが、個人情報の関係もあ

り、母子保健事業をやっている健康推進課にはその情報が届いていないというところがあった。厚生労働省等からも通知が来ていたところもあり、その辺りの課題として死産になった方にも母子保健、妊婦さんへのご案内等が行ってしまって二重の負担をかけてしまうところがあったので、(3)に書いているが、令和3年12月に多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問させていただき目的外使用の承認を得たので、令和4年2月から死産届について市民課と健康推進課での情報共有を開始させていただいている。死産届を提出した方については、情報連携についての記載をした健康推進課からの「死産届の手続きをされた方へ」という紙をお渡して了解を得ているというところである。2月から開始しているが、現在のところまだ届けを出された方がおられないので、実際の運用実績はまだゼロという形になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 この食事相談は非常に良いと思うが、このチラシとポスターはどこに置く予定か。

金森健康推進課長 まだ正式にしっかり決めていないが、子育て中の方が目につくところと思っているので、市のコミュニティセンター、あと児童館、保育園等、利用される場所には置きたいと思っている。

しのづか委員 公共施設だけではなく、子育て中の方がよく行く例えばスーパーやコンビニといったところにもきちんと働きかけてポスターなどの掲示のご協力をしてもらいたいが、いかがか。

金森健康推進課長 そういったことで周知啓発できないか検討していきたいと思っている。

しのづか委員 経済観光課などにもご協力いただいて、キャッシュレスのauPAYをやったが、あそこに協力いただいた店舗に掲示していただく等何か方法はあると思う。これは周知していかないと意味のない事業かと思うので、その周知方法についてきちんと検討していただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会5番、30代健康診査事業の個別健診への移行について、市側の

説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、5点目、30代健康診査事業の個別健診への移行である。担当の金森課長からご説明をさせていただきます。

金森健康推進課長 30代健康診査事業の個別検診への移行である。こちらは今まで健康診査を受診する機会がない30代の方の生活習慣病の予防、改善等を目的として実施させていただいてきた。現在までは健康センターで集団健診という形で実施していたが、こちらだと前期・後期の2回申し込みで、回数も8回という形で限られた日程でしか受けることができなかった。こちらを個別化した特定健診のような形で医療機関で受けていただけるよう整えたところである。

対象の方は、今お伝えしたように健康診査を受診する機会のない30代（年度で30歳から39歳まで）の市民の方である。主に国民健康保険の加入者、生活保護の受給者の方、あと健康保険組合での健診機会がない方という形になる。年間予想受診者数、これまではこちらにあるように大体600人程度、特に今コロナ禍で集団健診のために定員100人のところを80人に減らしていたので受診者数がなかなか伸びなかったが、個別健診という形にさせていただき、特定健診と同様に医療機関で受けていただくことを実施する予定にさせていただいている。こちらによる市民の方のメリットとしては、これをきっかけに近くのかかりつけ医を1つは持ってもらえるのと、医療機関へご自身が申し込んで実施できるということで、より利便性が上がると思う。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 診査場所を個別の医療機関にすることで年間想定受診者数は約1,200人と倍になるという想定であるが、集団ではなく個別にするだけでこれほどふえるというのはよくわからないが、市内の医療機関であればどこでもこの健康診査ができると考えてよろしいのか。

金森健康推進課長 今までは集団健診だったのでどうしても定員制があったが、定員がなくなるという点と、あと1,200人の見込みであるが、30代の国民健康保険加入者は2,642人おられる。今参考にさせていただいたのが、40歳以上の方で生活保護受給者の方は成人健診という、特定健診とはま

た別枠で実施させていただいている。その受診率が45.1%であったので、それで見込みを考えさせていただいたところである。そういったところで1,200人という数を出させていただいている。医療機関については、特定健診の受診ができる医療機関相当のところにご協力いただけるということで医師会と調整させていただいている。

小林委員       この年代の方はそもそもかかりつけ医がない方が多いのではないかと思うが、その周知の方法はどのようにされるのか。

金森健康推進課長   現在のはがきを想定している。対象者であることがわかる番号のついたはがきを個別に通知させていただいて、そちらを医療機関にお持ちいただくということで考えている。

きりき委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会6番、日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長   それでは、こちらについては私から口頭でご説明をさせていただく。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建て替えである。別途、総務常任委員会と同様のご報告をさせていただいているところである。多摩永山病院の建て替えについては、随時常任委員会でご報告をさせていただいているところであるが、今回は令和3年度・4年度の取り組みというところでまとめた形での報告をさせていただく。

ご承知のように日本医科大学多摩永山病院は、市内唯一の救命救急センターを有する、また災害拠点病院、周産期連携病院であることなどから、市内における高度医療提供を中心とした役割を担っている大変重要な医療機関である。これまで市では、当病院の老朽化・狭隘化に対して、法人からの要請に応じて移転建て替え候補地の確保などの協力をしていた。具体的には、令和3年度の取り組みとして大きく2点である。

令和4年3月には、市議会の皆様のご理解をいただいてUR都市機構から旧多摩ニュータウン事業本部用地を取得させていただいた。また、当該用地にあった土砂災害特別警戒区域についてもり面の対策工事を行い、

令和4年2月8日に土砂災害特別警戒区域の指定が解除されている。このことでも当該地での新病院の建設が可能な状況となっている。併せて令和4年度の取り組みとしては、こちらの当該地にある旧多摩ニュータウン事業本部の建物解体工事等を予算計上しており、お認めいただければ令和4年度・5年度に実施するということである。

それから、日本医科大学の現在の状況であるが、コロナ等々様々な状況の中で、日本医科大学から令和3年2月に2026年度の新病院開設について再考したい旨の文書をいただいているところである。新型コロナウイルス感染症が長期化する厳しい状況から、経営に与える影響を見極めつつ、当面の間多摩永山病院が地域医療に貢献していくに当たりどのような方策あるか検討していきたいというものである。このことについては、従前に市議会へもご報告をさせていただいているところである。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大は第4波、第5波と続き、現在は第6波の渦中にあり、引き続き法人内で検討をされているような状況である。

今後については、近隣病院にない救命救急センターの機能などを持つ地域医療の中核機関となる医療機関であるので、市としても、日本医科大学の検討状況を踏まえながら、提供された要望事項などについて引き続き検討を重ねていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 旧局舎跡地の解体工事の工事期間の見込みとしては、いつ頃からいつ頃までを考えているか。

内田資産活用担当課長 解体工事であるので、私からお答えをする。

予算をお認めいただければ、令和4年度・5年度の継続費ということでお願いしている。発注時期については、今年の12月頃発注し、令和6年の2月頃をめどに解体を終えたいというスケジュールである。

しのづか委員 随分と解体までに時間がかかってしまうという印象であるが、できれば継続費などにしないで今年度中に、建物はもうあるわけで、あと解体するだけであるから工事を早めていただきたいと思う。

それと、解体後は、日本医科大学との話し合いの状況次第であるが、以

前は有料駐車場として市民が利用していた場所でもあり、今度は多摩市の財産となったので、それこそは暫定活用等を含めた検討をするべきかと思っているが、その点についてはどうか。

内田資産活用担当課長 こちらの旧多摩ニュータウン事業本部については、3月14日付で所有権移転をし、今多摩市の所有である。解体については12月を予定しているが、暫定活用は今検討しておらず、新病院開設に向けて環境整備を整えていきたいと考えているところである。また、駐車場利用であるが、12月までの数か月間での貸し付けは難しいと思っている。日本医科大学との交渉については、引き続き早期実現に向けて協議していくが、そういった協議状況を踏まえて活用の必要性があれば検討していきたいと考えている。

しのづか委員 聞いていることに答えていただけていないが、私が言っているのは、何で壊すのに12月まで時間がかかるのかと、逆に予算を認めたらすぐ段取って壊してしまえと、更地になった後の活用についてもきちんと検討できるのではないかということであり、12月の間まで暫定で貸せというのではなく、交渉をしている間更地のまま置いておくのではなく、そういった有効活用などもきちんと考えるべきではないかということである。答弁は要らない。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
資料の訂正がある。

金森健康推進課長 申しわけないが、1件資料の訂正をさせていただく。協議会案件の2番目、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についての4番目の題名のところである。新型コロナウイルス感染症予防接種証明書について、令和3年7月26日から令和4年2月2日現在と書いているが、こちらは3月2日の間違いである。訂正させていただくのでよろしく願います。

きりき委員長 では、協議会7番、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険

税・後期高齢者医療保険料の減免状況について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、7点目の国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況である。担当の松下課長からご説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 こちらの案件については、12月の常任委員会でもご報告させていただいているが、令和4年3月1日現在というところで、改めてご報告させていただきたいと思う。

まず新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給であるが、国民健康保険が、申請件数が9件、支給決定件数が7件で、2件については現在処理中である。後期高齢者医療保険については、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金についての申請はない。

2点目の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況についてであるが、国民健康保険税については、令和3年度分申請件数が144件、減免決定件数が114件、不承認が16件、処理中が14件となっている。こちら12月と比較すると、申請件数が29件の増、減免決定件数が26件の増、不承認が8件の増という形になっている。続いて後期高齢者医療保険料については、申請件数が16件、決定件数が16件、12月と比較してそれぞれ1件ずつの増となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 2つ目の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免状況であるが、後期高齢者医療保険料は申請に対して100%決定となっているが、国民健康保険税は不承認と処理中というのが非常に多いと思うが、この背景というか原因と、この処理中というのは判定が難しいというケースなのか、そのことについて伺う。

松下保険年金課長 国民健康保険税の不承認件数が16件となっているが、こちら減免決定の条件が対前年度の収入から30%以上減で、申請されてきたものをこちらで審査したところ30%に満たなかったのが不承認という形になっている。処理中のものに対しては、その30%というところで収入が下がったことがわかる書類等を申請書と一緒に提出していただくが、そちらの中

で確認がとれない部分があるので、それで書類を申請者とやり取りさせて  
いただいている状況である。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 8 番、令和 4 年度税制改正に係る多摩市国民健康保険税条例の改  
正について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、8 点目、令和 4 年度税制改正に係る多摩市国民健  
康保険税条例の改定についてである。引き続き担当の松下課長から説明  
をさせていただく。

松下保険年金課長 令和 4 年度の税制改正に伴い、課税限度額の見直しが行われている。  
課税限度額については、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込  
まれることや、医療分、後期高齢者支援金分、それから介護納付金分、そ  
れぞれの限度額超過世帯割合の状況などを考慮して、医療分を 2 万円、後  
期高齢者支援金分を 1 万円引き上げる見直しとなっている。現行の限度額  
については 9 9 万円、医療分が 6 3 万円、後期高齢者支援金分が 1 9 万円、  
介護分が 1 7 万円、改正案によると限度額が 1 0 2 万円、医療分が 6 5 万  
円、後期高齢者支援金分が 2 0 万円、介護分が 1 7 万円となっている。こ  
ちらを改正した場合、令和 3 年度の実績からおおよそ 2 9 9 世帯に影響し、  
保険税額的には 7 7 4 万円ほど増加する見込みとなっている。

また、こちらの税制改正については、法案成立が毎回 3 月下旬となっ  
ており、議会最終日に間に合わないことから、法案成立後市長専決処分とさ  
せていただき、第 2 回定例会でご報告をさせていただいている。今回もそ  
のような対応とさせていただきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 税制改正によって条例改正せざるを得ないということであるが、今のご  
説明で、高齢化等の進展により医療給付費等の増加が見込まれるので課税  
限度額を引き上げるということであるが、それで約 3 0 0 世帯の方が結果  
的には増税になるのだが、肝心の所得がこの間上がらないどころかどん  
どん引き下げられている状況で課税限度額を引き上げ、それで実質的に増税

になるということは非常にむちゃなやり方ではないかと思うが、その点について所管についてはどうのお考えか。

松下保険年金課長 この課税限度額の引き上げについては、一定の高額所得がある方に関してはそれに応じた負担をしていただくというような考えである。課税限度額を引き上げないで保険税収を賄おうとすると中間所得者層の負担がふえるので、この課税限度額が見直されている状況である。

小林委員 中間層や低所得の方の増税になる分を抑える目的があるということか。

松下保険年金課長 言われるとおりである。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会9番、令和4・5年度後期高齢者医療保険料の改定について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、令和4年度・5年度の後期高齢者医療保険料の改定についてご説明させていただく。12月の常任委員会において算定案のご説明をさせていただいたが、今回最終案が示され、1月に東京都後期高齢者医療広域連合議会で可決されている。そちらの内容についてご説明をさせていただく。

まず東京都では、各市区町村が負担金を負担して保険料を引き下げる特別対策を実施している。令和4年度・5年度についても、この特別対策は引き続き継続される。また、財政安定化基金については活用しないような形になっている。特別対策224億円の内訳であるが、葬祭事業が87億円、審査支払い手数料が71億円、保険料未収金補填分が61億円、所得割独自軽減が5億円という形になっている。多摩市の特別対策の負担額については、令和2年度決算が9,932万8,000円、令和3年度の当初予算では1億2,820万2,000円となっている。令和4年度・5年度についても同程度の負担が見込まれている。

こちら最終案では、算定案から1人当たり医療給付費の伸びを精査した、令和2年度・3年度の剰余金を187億円見込んだ。また窓口負担の2割実施の影響、保険料限度額の見直し64万円から66万円というものを見

込んで算定されている。保険料率については、まず均等割が4万6,400円、所得割率が9.49%、特別対策が224億円、1人当たり保険料が10万4,842円、令和2年度・3年度から比較して3.7%の増となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 後期高齢者医療の保険料率については、2年に一度上げが行われている。2020年・2021年度については前年比で4%だったわけであるが、今回は最終案では3.7%である。ここで特別対策は行おうが財政安定化基金については活用しないことになったわけであるが、この財政安定化基金を活用すればもう少しこの保険料を抑えられると思うが、それを活用しない理由はどのようなものだったのか。

松下保険年金課長 財政安定化基金を活用した場合には令和4年度・5年度の保険料については抑制される場所であるが、次期改定の際に上昇率が引き上がってしまうことと、あと市町村の拠出と負担が出てきてしまうことから、今回決算剰余金が187億円見込めたので東京都後期高齢者医療広域連合としては活用しないという判断をされたと聞いている。

小林委員 2年に1回どんどん上がってってしまうわけである。多摩市のように国民健康保険税を全国的に見れば比較的安く押さえているところでは、後期高齢者の75歳になった途端に後期高齢者医療の保険料が非常に高くなる。私も何でこれほど上がるのだとよく言われるが、そういう状況があるので、市としても、年を取ってから負担がどんどんふえていくというのは本当にこれでよいのかと思うので、東京都にもっと金を出させて保険料を抑える方策をぜひ考えてもらいたいし、それをぜひ意見としても上げてもらいたいと思うが、その点について伺って終わる。

松下保険年金課長 財政安定化基金の活用というご指摘については、令和4年度の東京都の予算編成に当たって、東京都市長会からも保険料の改定が被保険者へ過重な負担とならないように財政安定化基金等から必要な財源措置を講じてほしいというような要望を上げさせていただいている。こちらの部分については引き続き要望を上げさせていただきながら、今期についても国の財政支援の引上げを併せて引き続き行ってまいりたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会10番、多摩市総合福祉センターネーミングライツ・スポンサーの次期契約について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 それでは、10番目以降は福祉総務課、高齢支援課、障害福祉課の各課長から順番にご説明をさせていただきます。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料10番をご覧ください。多摩市総合福祉センターネーミングライツ・スポンサーの次期契約について報告をさせていただきます。

こちらの次期契約の概要であるが、契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間契約をさせていただきますこととなった。応募団体は、二幸産業・NSPグループ、契約金額は年100万円となる。愛称は「二幸産業・NSP健幸福祉プラザ」、略称として「健幸福祉プラザ」である。

こちらの選定経過をご報告させていただきます。(1) 募集経過としては、多摩市ネーミングライツ・スポンサー募集要項により公募を行った。募集要項の配布期間としては令和3年11月29日から令和4年1月5日、応募受付期間も同じ期間で実施したところ、1社からの応募があったところである。そちらを受領した後、(2)に移るが、令和4年2月4日に開催した多摩市公共施設等ネーミングライツ・スポンサー選定委員会で選定をさせていただきました。選定結果としては、資格審査を経て命名権料や愛称名の妥当性、市内事業拠点の有無、そのほかの提案に基づいて審査を行わせていただいた結果、採点基準点以上となったので、応募団体の二幸産業・NSPグループを交渉者として決定したところである。

経過は、こちらに書かせていただいたとおりである。令和4年3月に契約を締結させていただきます。

4番、今後のスケジュールとしては、今後3月中に庁内に愛称・略称の周知をし、その使用を依頼させていただきます。令和4年4月以降、たま広報、市公式ホームページ等でネーミングライツ・スポンサーの次期契約について広報等をしていく予定である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会11番、多摩ボランティア・市民活動支援センターの第1・第3日曜日開館の再開について、市が説明を求める。

松崎福祉総務課長 協議会資料の11をご覧ください。こちらは多摩ボランティア・市民活動支援センターの第1・第3日曜日開館の再開についてである。令和3年度1年間、新型コロナウイルス蔓延により事業の中止や延期、関係機関の施設等のボランティア受け入れの自粛等、あと市民活動の自粛に伴い、第1・第3日曜日の閉館を実施してきたところである。現在、第6波の厳しい感染状況が続いているところであるが、ワクチン接種も進められ、感染予防対策を徹底した上での活動が継続できるようになっていることや、コロナ禍において新たなニーズに対してのボランティア講座や活動メニューの開発も実施していることなどから、多くの市民やボランティア活動者に多摩ボランティア・市民活動支援センターに来館していただきボランティア・市民活動の裾野を広げていく観点から、令和4年度から第1・第3日曜日の開館を再開させていただきたいと思う。再開時期に関しては、現在多摩ボランティア・市民活動支援センターのリニューアルを4月中旬に予定していることから、5月より再開をさせていただく予定である。

本センターの開館状況であるが、令和2年度の開館日数と来館者数であるが、1日平均19.5人であった。第1・第3日曜日を閉館していた令和3年度の12月末現在の1日平均は19.2人で、利用状況は大きく変わっていないところであった。

開館するに当たっての職員体制の状況である。令和3年度であるが、日曜日、表をご覧くださいと職員体制ゼロ名であるが、嘱託職員の方1名を補充することで日曜日の体制を整えていくことを考えている。そちらは2ページ目に令和4年度の職員体制を表で記させていただいているので、ご確認をいただければありがたい。

3番の今後の多摩ボランティア・市民活動支援センターの運営についてである。2年以上にわたる新型コロナウイルスの蔓延によって、ボランティア

や市民活動も、福祉施設等でのボランティア受け入れ自粛や感染拡大防止のための対面での活動や定例活動の自粛をせざるを得ない状況となっている。ボランティア・市民活動も新たな手法を用いた活動が必要となっているような状況である。

令和3年度事業の実施状況として、新たなメニューというところでは、SNSを活用した新たなボランティア活動の講座メニューの開発、0から始めるZoom講座などを実施した。(2)として、ボランティア団体の活動をYouTube動画としてアップし、ボランティア受け入れ自粛をしている福祉施設などのアクティビティーとして活用させていただいている。また、オンライン、Zoomを活用して多摩ボランティア・市民活動支援センターと福祉施設をつなぎ、体操などのボランティア活動を定期的に開催して複数の施設との活動交流などを実施し、オンライン健康体操を実施しているところである。

令和4年度については、多摩ボランティア・市民活動支援センターのリニューアルを行った後、新たなボランティア活動拠点とすべく活動室化に取り組む。ボランティア・市民活動団体への支援を開始し活動の充実を図っていくことを目標としている。ポイントとしては、平日夜間、土曜日、第1・第3日曜日については比較的活動が少ないことも想定されているので、こうした時間に参加がしやすい状況をつくってお子様や学生、勤労者などを対象に新たな取り組みを検討し、ボランティア活動者の裾野が広げられるようコーディネートしていく予定である。例えば、第1・第3日曜日に昨年度育成した配送ボランティアや学生などが中心となってフードパントリーや学習支援の取り組みが多摩ボランティア・市民活動支援センター内で実施できるようコーディネートしていくことなども考えているところである。

また、手話体験やバルーンアート体験、昔遊び体験など、ボランティア団体と連携し、お子さんたちや親子連れの方々が気軽に多摩ボランティア・市民活動支援センターに来館し、様々なボランティア活動に触れることができるよう、講座や体験イベントなどを開催することを予定しているところである。

4番、永山分室廃止に伴う本センター及び総合福祉センター分室への移転スケジュールについてである。先ほど来多摩ボランティア・市民活動支援センターリニューアルという言葉を使わせていただいたが、永山分室廃止に伴って新たに多摩ボランティア・市民活動支援センターに活動室をつくっているところである。

まず、永山分室利用可能期間であるが、既に団体活動は1月31日で終了しており、永山分室は2月28日で撤収しているところである。永山分室利用団体の新たな活動拠点に関しては、各団体の引っ越し作業を2月1日から2月14日で終えているところである。最終的に2月24日に引っ越しをしたところである。

そして、多摩ボランティア・市民活動支援センターのリニューアル及び部屋貸し事業再開スケジュールであるが、こちらに関しては、本センターの打ち合わせコーナー及びパソコン研修室の利用可能期間は令和4年1月31日月曜日までとなっており、新たな活動に関しては、現在まだ利用休止期間で、4月18日までは活動を休止しているような状況である。移転先のオリンピック・パラリンピック推進室の撤収日が令和4年3月31日となっている。その後、本センターのパーティション工事及び備品搬入を行う。そちらの期間が4月1日金曜日から4月15日金曜日の予定である。本センターの団体の活動開始は4月19日からを予定しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 資料の3ページ目、4番の永山分室廃止に伴う本センター及び総合福祉センター分室への移転スケジュールについてであるが、一昨年永山分室のサークルの方から継続的な活動場所を確保してほしいという陳情を受け、この委員会で審査して現地視察等もやった。結果的には2月に移転は終了したが、そのサークルの方たちが希望していたことはほぼかなえられたと考えてよろしいか。

松崎福祉総務課長 永山分室廃止に伴う活動場所であるが、陳情をいただいて移転に関する対応をさせていただいた結果、皆様の団体活動に支障がないような対応をさせていただいているところである。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会12番、多摩市民生委員・児童委員の欠員状況及び候補者推薦の協力依頼について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長　協議会資料12をご覧願う。多摩市民生委員・児童委員の欠員状況及び候補者推薦の協力依頼についてである。現在、多摩市の民生委員数であるが、定員数112名のところ92名となっており、欠員が20名と充足率が低い状況となっている。また、令和4年度12月には現在の民生委員の任期が終了する一斉改選を迎えることから、さらなる欠員が予想される場所である。地域で民生委員が不在となることは地域の安心・安全の欠如につながってしまうため、なり手の確保は喫緊の課題として早期の対策が必要であると認識しているところである。

欠員状況を資料の1にまとめさせていただいている。表の一番下、2段見てもらいたいが、令和4年2月1日現在の委嘱状況で、先ほど申し上げたとおり定員数112名のところ92名で、欠員数20名となっているところである。令和4年12月1日、未来日になるが、見込みの段階であるが人数が68名となり、欠員数が44名出るのではないかと想定しているところである。その中には、現在民生委員を担っていただいている方々の中に退任希望者の方がおられたり、年齢要件での退任による人数減が決まっているので、トータル的にこれぐらいの人数が今の時点で減ってしまうのではないかと危惧しているところである。

2ページ目になるが、施策の取り組み状況ということで、現在取り組んでいる状況を報告させていただく。候補者の擁立に向けては、令和3年3月に取りまとめた多摩市民生委員・児童委員の人材確保のための検討会検討結果報告書の内容をもとに、各施策を講じているところである。具体的には、関係機関全体での欠員対策として、以下8項目記させていただいたが、取り組みを実施しているところである。

まず（1）候補者向けのパンフレットを作成させていただいた。こちら資料1として添付をさせていただいている。このパンフレットを民生委員

の皆様方と協力して作成させていただいた。民生委員の担い手の方へのPR等にこちらのパンフレットを活用している。各民生委員さんにもお渡ししており、候補者の確保にご尽力をいただいているところである。

(2)としては、関係機関へ出向いて民生委員候補者の募集及び人材情報の提供の依頼を行っているところである。資料2として人材情報に係る報告書を添付させていただいているが、こういった報告書を皆さんにお渡しさせていただいて、候補者の方がおられるようだったら、ぜひ福祉総務課までお知らせ願うということでお話をさせていただいている。これまで青少年問題協議会をはじめ地域福祉推進委員会や児童館・学童クラブ、サロン運営のスタッフや介護予防リーダー、コミュニティセンター連絡会など、様々な機会に足を運んで説明をさせていただいているところである。

また、民生委員が欠員となっている自治会・管理組合に対しても、候補者募集に関する資料の回覧をお願いさせていただいているところである。

また、新たな取り組みとして(6)で上げさせていただいたが、市職員のうち定年等で退職された方や既に退職された方などに民生委員の候補者の募集及び人材情報の提供を依頼して勧誘をさせていただいているところである。施策の取り組み状況としては、以上である。

候補者の協力の依頼というところでは、この場を借りて今福祉総務課で様々な機会を通じて民生委員に適任と思われる方のご推薦のご協力の依頼をさせていただいているところである。引き続き協力の依頼を積極的に行っていきたいと考えているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 これ本当に支援が必要な方が住まわれていると思われる地域に欠員が出てしまっていて、私は深刻な状況だと思っている。今後地域担当職員なるものを配置するとしている。例えばその職員が兼務することは可能なのか。

松崎福祉総務課長 職員の兼務というところでお答えをさせていただきたいが、パンフレットの資料1の2ページ目になるが、民生委員・児童委員はやりがいがあるという項目の下に、民生委員・児童委員の選任要件の表がある。基本的にはその職業というところをご覧いただきたいと思うが、現職議員の方は不可であるが、常勤の公務員、会社員は活動に支障がなければ可であるの

で、状況としてはできるところである。

しのづか委員 そのお答えを待っていたが、ぜひこれは本当に大事なことだと思うので、今後地域担当制なるものを検討する上ではきちんとそういうことも考えて、要は誰一人取り残さないと市長は言っているのではないか。だとしたら、きちんとこういったことについても検討していただきたいと思う。

小林委員 かなり手が少ないので地域にこういう人がいるという情報を集めるのは非常に重要なことだと思うが、ただ、この資料2で、口頭でもよいが報告書で挙げてもらいたいということであるが、この報告書に名前が載ることをご本人が全く知らないで出されてしまうことは本当にこれでよいのかと思う。もちろん、連絡先を教えてよいかどうかご本人の了解を得ることときちんと書いてあるが、自分が知らない間にそういうものが市役所に報告されているというのはあまり気持ちが良くはないのではないかと思うが、その点はいかがか。

松崎福祉総務課長 委員の言われるとおりであり、基本的にこちらの報告書に関してはご本人のご了解をとった上でということでは皆様方にはご案内をさせていただいている。本人の知らないところでご推薦をしていただくということではなく、ご本人様に民生委員のことを説明していただいて、その上でぜひ福祉総務課まで教えていただきたいということでご案内させていただいている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時05分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会13番、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会13番をご覧ください。『多摩市新型コロナウイルス感染

症生活困窮者自立支援金』他進捗状況についてご報告申し上げます。

1つ目は、多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の進捗状況である。当初、多摩市の申請対象世帯数471世帯であったが、制度が8月に11月末まで延長する、さらに11月には令和4年3月末まで延長するという事で、対象世帯数が徐々にふえてきているところである。また、経過の一番下に書かせていただいたが、令和4年2月、申請期限を令和4年6月末まで延長するという事で25日付で厚生労働省より通知があったところである。

2ページ目をご覧ください。こちらに令和4年2月22日時点の予約件数等をまとめさせていただいた。予約件数は235件いただいております、申請受理件数に関しては181件、前回12月の常任委員会でご報告させていただいた時点よりも、件数としては、申請受理件数が83件ふえているところである。

この中で1点、不支給の決定者の方がお一人おられるが、通常こちら予約を受けて説明をしているので、本来だと予約の時点で支給できるかどうかという事前の審査をさせてはいただいているところであるのだが、こちらご本人と話す中で最終的な審査要件を確認していく段階で不支給に至るような状況であった。この点については、ご本人様と話し合いながら最終的な決定をさせていただいたところである。それ以外については、順次決定し、支給を進めているところである。

また、12月から新たに再支給申請を受け付けることになった。その方々から現在申請を受けており、単身世帯、2人世帯、3人以上世帯合わせて34件の方々に関して再支給の決定をしているところである。

続いて、3ページ目に移らせていただく。2番、しごと・くらしサポートステーション相談状況についてである。こちらは令和4年2月末時点の数字になる。新規相談受付件数、実人数であるが、令和3年度、令和4年2月末時点では351人の方の新規相談受付件数となっているところである。

(2) 相談延べ件数であるが、こちらは昨年度に比べますと件数自体は下がってきているところであるが、住居確保給付金よりも生活困難者の方

の相談が伸びてきているような状況が見えているところである。また、相談を受け付ける中で生活保護につないだ件数も、昨年の同時期よりは今年度同時期のほうが数が多くなっているような状況である。

次の4ページ目、月ごとの内容別新規相談件数であるが、こちらに関しては上から3つ目の収入や生活費のこと、また4番目の家賃やローンの支払いのことなどの相談が1番、2番と一番多いような状況である。3番目には、上から、7つ目の仕事探し、就職についてというところが相談の件数が多くなっているところである。

(4)住居確保給付金申請件数であるが、令和4年2月22日時点では、総数としては52名の方の申請をいただいて、決定者数52名となっているところである。

参考に、最後の5ページ目に、多摩市社会福祉協議会で実施している緊急小口資金・総合支援金特例給付の相談・申請者数を載せさせていただいている。こちらの緊急小口資金総合支援金の初回の貸し付けに関しては、冒頭に申し上げた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と同様に、令和4年6月末まで申請の受け付け期間が延長されているところである。あと、先ほどお伝えし忘れたが、(4)住居確保給付金について、一番下のところに書かせていただいたが、住居確保給付金の特例措置についても、令和4年3月末までだったものが申請期限を令和4年6月末まで延長しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会14番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 協議会14番をご覧願う。こちらは先に資料として追加をさせていただいたほうから説明をさせていただきたいと思う。まずこちらに関して、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の、振り込み予定日の誤記載が先日あった。大変申しわけなかった。こちらに関しては、令和4年2月22日付で対象世帯に発送した令和3年度住民税非課税世帯等

に対する臨時特別給付金支給決定通知書に記載している振り込み予定日に誤りがあったことが、3月3日に判明したものである。記載の内容としては、本来令和4年3月8日と記載すべきところを誤って令和4年3月2日と記載してしまったものである。発送件数に関しては973件、こちら判明した理由は対象世帯からのお問い合わせということであった。非常に申しわけなかったと思う。

こちらの実施した対応策であるが、本件について市公式ホームページへの掲載を行わせていただいた。また、対象世帯への個別電話連絡、併せておわび状の送付をさせていただいたところである。

発生の原因としては、振り込み予定日の入力間違いということであって、複数の職員で作業を行っていたところなのだが、入力した振り込み日の確認が十分にできていなかったというところである。再発防止策であるが、振り込み予定日の突合方法の改善をさせていただきたいと思う。また、データ入力時に複数職員による二重チェックの徹底、こちらは通知を出す際、圧着はがきを印刷する際に再度確認する機会があるので、そちらも二重チェックということで確認をしたいところである。

今回市民の方からいただいた声である。個別の電話連絡をさせていただく中で、多くの方々からわかったというご返答をいただいたところであるが、やはり中には支払い予定日となっていた日に支払うことにしていたものがあつた、非常に困るといふ厳しいご意見をいただいたところである。時間をかけて丁寧に説明を行い、3月8日の支払いについて了承をいただくような状況であつた。また、休日なのにご苦労さまという声をいただくこともあつたが、手紙が届いた、手紙を見たから大丈夫だ、市役所が休日に電話をするはずがないと電話を切られるようなこともあつたり、税金の無駄遣いというよふな厳しいご意見もいただいたところである。このような事態を再度繰り返すことがないように十分注意していきたいと思う。大変申しわけなかつた。

改めて協議会の資料に戻らせていただくが、今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況についてであるが、資料1ページ目の経過のところをご覧いただければと思う。令和4年2月1日から家計急変

世帯の申請受け付けを開始させていただいている。受け付けの方法としては、郵送、窓口、電子申請の3種類の方法で行っている。同月10日に非課税世帯1万5,869世帯へ確認書の発送をさせていただいた。こちらの非課税世帯の受け付け開始も、郵送、窓口、電子申請という3種類の方法で受け付けをさせていただいている。一番最初の支給開始は2月24日となっている。

2ページ目に移る。支給決定数等である。こちら令和4年3月8日時点であるが、確認書の発送数1万5,869世帯、申請数のところ、こちらご案内が足りていなかったところであるが、上の紙、電子という記載のところであるが、受付方法として記させていただいた。紙で受け付けている方が1万27件、電子というのはロゴフォームでの受け付けになるが、1,192件、受けているところである。下段の家計急変世帯、非課税世帯というのは対象別の件数になる。家計急変世帯の方々は、自ら申請をしていただくものとなり、61世帯の方々からの申請を受けているところである。確認書を発送させていただいた非課税世帯の対象の方々に関しては、1万1,158件申請を受け付けているところである。こちら申請を受け付けたものの確認審査を進めているところであるが、3月8日時点で支給が決定したものが家計急変世帯39件、非課税世帯が8,003件で合わせて8,042件の支給が現在終了しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 これは1万5,869世帯に対して、申請があったのは家計急変世帯を除いて非課税世帯の場合は1万1,158件で、残りの部分の申請がなかったところについての後追いというかお知らせはどのようにしているのか。

松崎福祉総務課長 現在申請を受け付けている件数が今回ご案内させていただいた数字になるが、まだ全体の6割程度の申請件数となっている。こちらの受け付けであるが、発送からおおむね3か月を目安に確認書を繰り返してほしいというアナウンスをさせていただいているので、一旦4月初旬ぐらいには再勧奨ということで、まだ出てないの方々に関しては改めて申請の促しを行いたいと考えているところである。

しのづか委員 それは郵送なのか、例えば電話対応なのか、どういう手段でやるのか。

松崎福祉総務課長　まずは郵送の紙ベースで各対象者の皆様に送らせていただきたいと思いますと思っている。

小野澤健康福祉部長　今冒頭でご説明をさせていただいた誤記載の関係であるが、発生してすぐに各議員の皆様方にはご報告をさせていただいたところであるが、電話でこちらから連絡した際にも、今回のこの給付金を期待していたという方もおられた中で、これだけ多くの方々にご迷惑をおかけしてしまったことは、私どもとしても大変申しわけなく思っているところである。今、担当課長からもご説明させていただいたが、改めて確認の方法等を徹底して再発防止に引き続き取り組んでいきたいと考えている。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会15番、令和4年度の高齢者日常生活用具給付事業・住宅改造費助成事業の見直しについて、市側の説明を求める。

伊藤高齢支援課長　協議会資料の15をご覧ください。本件については昨年9月の決算審査の中でも、よりわかりやすく、多くの方が使えるような仕立てということでご指摘をいただいたところである。

1枚目のところ、日常生活用具の給付事業ということで、現在と令和4年度からの比較をさせていただいているが、①入浴補助用具、②歩行支援用具については、対象者、上限額については変えていないが、これまでは一部工事を伴うような手すりの取り付け等も実施していたが、それについては住宅改修で実施するというので、用具をお出しする、例えばシャワーチェアを出す、入浴ボードを出すといったものに限るということで見直しをさせていただいた。

併せて、本事業、住宅改修もそうであるが、これまでは市民の方にご負担いただくのは1割、介護保険が始まったときに介護給付に対して1割の負担という制度だったので、それに合わせて1割のご負担をいただいていたところであるが、現在のご承知のとおり2割払う方、3割を払う方があるので、今回の見直しで1割または2割とさせていただこうと考えている。

各市の状況を見ると、市によっては1割のままというところや、多くの

ところが介護保険制度に合わせて1割、2割、3割という形で自己負担を取っているところがあったが、多摩市については1割か2割かということにさせていただこうと思っている。

それから、③④⑤⑥については項目の見直しである。これまでの実績、こちらの事業は東京都の包括補助を2分の1いただいているが、その包括補助の対象にはなっていないもの、一般に普及してどなたでもご利用になっているということで、福祉用具として給付することがなじむかを検討させていただき、③から⑥については廃止とさせていただいた。

2ページ目をご覧ください。今度は住宅改修であるが、まず居室等改修、手すりの取り付けや段差の解消、引き戸に替える等であるが、これまで介護保険に合わせて20万円という上限で、それも介護認定の申請をして、あなたは非該当であるという結果がもたらされた方、非常に狭い範囲の方を対象に、それでもなおそういった改修が必要な方としていた。実績はあつたりなかつたりというような状況だったが、こちらはより予防的に給付ができるようにということで、介護認定の非該当によらずに国が決めた基本チェックリストでチェックをした上で必要な方にお出しすることとし、上限は介護保険の20万円ではなく、より軽度の方であるので10万円という形で見直しをさせていただいた。こちらについても1割または2割のご負担をいただくことにしている。

あと②③④については、浴室の改造、トイレについては東京都の要綱で和式トイレを洋式にする場合、あと流し台についてもご本人が利用する流し台、要するに車椅子になったから高さを変えるということでご家族が使うところではなく専らご本人が使うものという形になっており、そういった要件に合う方が毎年対象としてはなかった、あと介護保険の給付の実績の中でもほとんどこの実績はなかったということで、制度としてはあるのだが仕立てとしては古くなっているということで、実績と状況を勘案した上で、これについても廃止という形にさせていただきたいと思っている。

いずれにしても、必要な方に早期に給付ができるように、地域包括支援センターの総合相談の中で周知を図っていきたいと思っているし、先日はケアマネージャーの部会にもご説明をさせていただいた。今後については、

民生委員やいろいろな方にPRをさせていただきたいと思っているが、この住宅改修についての給付に当たっては、リハビリテーション専門職、元気塾というサービスを市内3か所でやっているが、そこにいるリハビリテーションの理学療法士や作業療法士に必ず同行訪問をしてもらって、その方にとって適切な給付になるように、状況を見た上で確認をして給付をしていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 日常生活用具であるが、この中で④⑤⑥は、平均すると1年に1件にも満たず利用が非常に少ないことが廃止の理由になっているが、確かに1年に1件に満たない数ではあるが何件かはあるわけであり、そういうものを本当になくしてしまってよいのかと思う。確かに日常生活用具については常に新しいものも入ってくるので、使われなくなったものを廃止して新しいものを入れて常に更新をしていかなくてはいけないから見直しは必要だと思うが、一旦廃止してしまうと今度は幾ら利用したくても利用できなくなるのでその辺はどのように判断されたのかと、これを残しておくことによって何か特別に経費が発生するという事ではないのではないかと思うので、その辺の事情をお伺いできればと思う。

伊藤高齢支援課長 本当に機器がどんどんよくなるというか多機能になったり、一般家庭の中で普及をしていったりというところがある。先ほどお話をいただいた自動消火装置については、台所の上に設置して薬剤が散布されるというものである。だから1回きりで、例えば認知機能の低下した方や肢体不自由で動作が難しくなった方がご飯の支度をしたいというときにどうやってやりたい生活をかなえていくかというところについては、例えばヘルパーがご一緒させていただく、いろいろな形で安全にできるように、その方の役割をなくさないように努めていきたいと思うが、この用具が1回きりの薬剤散布であるのはどうだろうかというところもあり、思い切って給付の対象から外させていただいた。

今後については、議会の中でもいろいろなご意見をいただいたが、その時代に合わせたこういった用具については、東京都の補助金をベースにしているの中で給付が可能かどうかというハードルはあるが、引き続

き必要なものについては研究をしていきたいし、検討していきたいと思っている。

しらた委員 この給付事業であるが、戸建てのどのような家でも、例えば昭和56年以前に建てた家でも給付は適用されるのか。

伊藤高齢支援課長 例えば賃貸住宅の場合だと、都営住宅で手すりをつけてくれることがあるし、つけるに当たっては家主了解が必要であるのでその辺りは注意が必要かと思うが、給付の状況を見ていると、一戸建ての方は建物が新しい古いに関わらずご本人の状況で必要になったので使いたいということが多いかと思っている。

しらた委員 耐震関係は全然問題なく、つけたければよいということか。

伊藤高齢支援課長 その方にとって必要な改修であれば実施するという形になる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会16番、コロナ禍における高齢者の健康二次被害対策について、市側の説明を求める。

伊藤高齢支援課長 それでは、協議会資料16をご覧願う。私ども高齢支援課は、この2年に及ぶコロナ禍によって高齢者の方の生活、健康状態が非常に危ぶまれることについて非常に危機感を持っており、健康二次被害について一定の取り組みをしているので報告させていただく。

まず1つ目が、フレイルの早期発見・気づき支援で、従来からやっているTAMAフレイル予防プロジェクトについてである。今年度2月末現在の実績は9回、223名でまだまだであるが、今年度は10月に永山南公園と地域包括支援センターの前の商店街の通りを使わせていただいて、このときは90名の方のご参加をいただいた。そういう形で工夫をしながら今後も進めていきたいと思っている。

2つ目が、地域介護予防教室である。15か所で週に1回、介護予防リーダーの方が教室を実施している。ここで休止したり再開したりということを繰り返しているが、11月、12月に参加者を対象に体力測定を300人ほどに実施した。結果は表2のとおりである。

昨年度同じような形でやったときには、握力は心配なく、歩行スピードが少し落ちたような状況で、全ての項目が落ちているということではなかったが、令和3年度は全ての項目で低下している状況になっており、転倒のリスクが上がっていることと、もう一つは、令和2年度に落ちていた人、同じ方が測定をしたら上がっている方もおられる。週に1回地域介護予防教室なりで一生懸命頑張った方は、フレイルの状態は改善していた。今度令和3年に落ちた方というのは、また別の人たちが落ちている。だから、生活全般で活動性が低下することによってじわじわとフレイルの状態が進行していることを強く感じた状況である。このあたりは今後対策をとっていきたいと考えているところである。

2番目に、ハイリスク群の方々は今どうしているだろうかということで、高齢支援課で一番ハイリスクと考えた方々のフォローアップの状況である。

1つ目は、令和元年度に地域介護予防教室に参加されていた1,000人余りの方々の中で、継続的に参加をされた方が850人ぐらいおられた。その方々で令和2年度長期欠席となった方が302人、約3割の方が長期欠席。コロナの影響なのか、当初介護予防リーダーにその辺りを確認したときには、ご本人が体調不良である、また家族が体調を悪くした、コロナが不安である、元気だが教室には行かないことを選択された方、中には亡くなった方もおられたということで、そういう方302人について介護予防リーダーさんに状況を聞いてもらったり、状況の聞けない最近本当に来られていない声のかけにくい方には地域包括支援センターが状況を確認したり、あと私どもで介護認定の状況等、様々確認した結果が表3である。状況悪化という方が39人、12.9%おられ、そのうちの3分の1は認知症で、手足が弱くなった整形疾患の方もいるが、そういった状況になっている。

続いて2枚目のところ、今度もう一つのグループ、昨年度元気塾を卒業した69人が今どうなっているかを確認したものである。表4は、4か月通所したときに、では、卒業後どうしようかと言ってそのときに決めた卒業後のつなぎ先であり、表5は、その方々が実際に通いの場に参加したのかどうなのかを出しているが、こういった状況になっていた。表6を見て

いただくと、この元気塾というのは介護保険で要支援1・2の方までが対象で、要介護にならないようにということで参加していただくわけである。

12名の方が要介護、中には要介護5の人もいたということで、やはり認知症が一番多かったという状況になっている。大きな病気として脳血管疾患もある。あとパーキンソン病などもあるが、こういった状況に、高齢者は本当に変わってしまう、落ちてしまうと、改めて思った次第である。

調査結果は3に書いたとおりである。

今後については、定期的に地域介護予防教室に週1回通っていただければよいということではなく、長期欠席になる前に介護リーダーや元気塾のスタッフからの声かけ、市でも状況を把握しながら、一時的に通えなくなったとしても戻っていただけるよう取り組みを続けていきたいと思っている。あと元気塾の修了者については、今年度修了された方についても来年度もこういった状況を定点で確認をしながら、せつかく4か月元気に週2回のプログラムを修了された方が地域の中でお元気で生活ができるよう取り組んでいきたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会17番、認知機能低下の方に寄添う通いの場の試行実施について、市側の説明を求める。

伊藤高齢支援課長 それでは、協議会資料17をご覧ください。先ほど来申し上げているとおり、フレイルの状態が悪化した方の状況を見ると認知機能の低下によってという方が多いということで、ここにもあるように今後高齢化が進行するに従ってそもそも認知症の高齢者がふえていくことと、あと出かけることが少なくなることでコロナ禍の中で認知機能の低下が促進されてしまうことがあり、どうしても認知症になるとこれまで通っていた通いの場に通いにくい。皆に心配かけるのではないかと、迷惑をかけるのではないかとということ、曜日や時間をきちんと覚えてそこへ出かけていくことがなかなか難しくなるということがあり、そこを何とか地域の既存のいろいろな通いの場の皆様のご協力も得ながら、認知症との共生を目指して、認知機能が

若干低下しても通い続けられるような通いの場の取り組みをやっていきたいということで考えていた。

今年度5月からずっとここに書いてあるように会議をいろいろなところでやり、それで、今日紙でお配りしたが、『10のアクティビティ』という冊子をつくり、こういった活動を既存のグループの皆さんに、体操だけではなく認知症についての、認知症って何だろう、認知症の人にどう対応したらよいかというレクチャー、具体的な認知機能に働きかける脳トレのようなもの、回想法を入れたようなグループワーク、そういったものを10個含め、プラス定期的に専門職が支援に上がるというような試行事業を、今年の1月から開始している。

2番、既存団体の認知症高齢者の参加状況等の把握アンケート結果で、この試行事業をやるに当たって、各グループの皆さんたちが今どのような状況なのかを確認している。認知機能の低下の方はいるかとお聞きすると、「いる」と答えたところ、それから「いない」、ちょうどこの真ん中、書いていないが「わからない」、認知症かどうかわからないののだがという本当に正直な市民の方の声かと思うが、そのような実情があり、こういったプログラムをやるとなったら取り入れたいかと伺うと、地域介護予防教室については100%、近所de元気アップトレーニングの皆さんも93%の市民の方が取り入れたいと言ってくださった。ということで、そのような力を得て実施をしている。

現在、プレゼンテーションを12か所で実施しており、6か所で実際にこのプログラムをやってみようということで、4つぐらいが始まっているところである。来年度の5月、6月、7月頃まで試行的に実施し、評価をした上で、来年度の後半にはもっと広げていきたいと思っている。まだまだ認知症については、認知症の人がいると非常に手がかかって大変だ、どう対応したらよいかわからない、あとご本人やご家族も出かけるのがおっくうになってしまうようなことがあり、このプログラムだけで認知症の方を支えていけるかとなると、まだまだだと思う。ただ、一つの足がかりとしてこのような取り組みを現在始めているので、来年度も頑張って広げていきたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会18番、令和4年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 資料18をご覧ください。令和4年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針であるが、国の障害者優先調達推進法に基づいて方針を策定しているものになる。庁内の会議を経て決定していくという形で進めている。

内容としては、資料の「はじめに」のところの前段については、考え方が大きく変わっているわけではないので例年とおおむねと同様であるが、趣旨と、障害者優先調達推進法とはというところを解説しており、(3)市内障がい者就労施設等との協働の取り組みで位置づけ的なところ、第四次多摩市総合計画において、市民、行政、民間、非営利団体、ボランティアとの協働を位置づけ、第五次多摩市総合計画においても引き続き積極的な取り組みを進めている。

また、多摩市自治基本条例についても、市民の参画とともに、自立的に活動する各種団体等と市との協働を掲げているというところで、こうしたお互いの特性を生かしながら進めていく取り組みを長年にわたり進めてきたことを記載している。(4)市組織への適用範囲については、事務作業を行う各課としている。

2番では、多摩市における調達方針ということで基本的な考え方、多摩市は、単に物品の購入や事業委託、役務の提供等にとどまらず、共にまちづくりを進める協働の取り組みの一員として優先調達を進めていくというところの内容と、調達推進体制というところでは、障がい者優先調達推進庁内会議を設置して取り組みを検討していく。(4)の主な取り組みというところでは、手段、手法として収益の場の提供であったり、業務委託における協力依頼、また共同受注による障がい者就労施設等々の団体の支援というところを記載している。

ここまでの前段のところは基本的な考え方ということで特段大きな変更

はないが、次から令和4年度の取り組みとなる。令和4年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標については、庁内調査を行って案件を出している。物品が5件、役務・業務委託が9件で、増減はあったが、昨年と同様という形になっている。

4、令和4年度の重点的な取り組み予定事項である。3ページに入るが、予算編成時や事業開始時において、障がい者就労施設等における受注可能条件の確認・調整や業務の切り出しを行っていくことがまず重要となっていると考えている。また、新規事業として予算要求で上がったものについては、確認をさせていただいて優先調達対象を掘り起こして調整を進めている。

また、市役所内での障がい者就労施設等に対する業務発注内容等に関するニーズも把握していかなければいけないと思っているので、こうしたニーズを「たまげんき」にフィードバックすることで商品開発等に生かしていけたらと考えている。公園管理における障がい者就労というところであるが、令和3年度より「せいせき公園清掃管理業務委託」について試行実施をしている。本事業の効果検証を行うとともに、今後の公園のあり方や管理手法について市内事業者・ボランティア団体等と調整しながら検討・整理を進めていこうと考えている。

また、「多摩市気候非常事態宣言」といったところで、地球温暖化に対する対策に向けた取り組みを進めているところであるので、これに関わらずであるが、こうしたトピックスについては、新規事業が見込まれる分野について積極的に調整・協議を行って優先調達につなげていきたいと考えている。

また、職員への理解啓発というところであるが、職員への理解・啓発もと同時に進めていくため、積極的に周知を行うというところで庁内への通知等を行いながら、どのような業務の受注ができるのかをイメージできるように取り組みを進めていきたい。12月補正予算でお認めいただいた障がい者就労施設等の販売品や活動内容等を市民向けにPRするリーフレットを現在作成しているので、こちらについては職員向けにも周知してイメージできるように行っていきたい。

令和3年度については、所管課によって「たまげんき」と事前に業務内容やシフトに関する協議を行うことで学校交換便業務委託が実現したというところがあるので、こうした好事例については市役所内でも共有しながら情報提供に努めていきたいと考えている。

また、収益の場の提供というところであるが、本当に議員の皆様にもご協力いただいている「たまげんきお弁当フェスティバル」については、定期的を開催させていただいて収入向上を図っていききたい、その他の市が開催するイベントや物品販売の機会等についても生かしていきたいと考えている。

また、民間事業者へのPRというところであるが、収益活動を行っていくために市からの業務委託、業務発注、収益の場の提供だけではなく、民間企業等からの依頼を受けて事業活動を行えるように必要なマッチング支援を行っていく必要があると考えている。令和3年度についても民間事業者が市内で開催するイベントへの出展調整やイベント用配布物品の受注あっせんでも支援が実現したというところがある。来年度についても、先ほどのリーフレット等を活用したPRを行いながら相互のマッチングに努めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 障がい者就労施設の中で印刷や製本をやっている事業所もあると思うが、それは今説明されたことに関係するのか。それで、多摩市が出す本やパンフレットで庁外に今頼んでいるもの、あるいは庁内で今印刷製本するものをそういうところに委託することは今までなかったのか、これからの検討にはなっているのか、その辺の状況をお聞かせ願う。

平松障害福祉課長 今年度についても障害福祉課のリーフレットを障害福祉ネットワークの「たまげんき」に依頼するといった取り組みを進めている。市内の事業所あるいは場合によっては市外も考えられることになるので、印刷については、引き続きどういったところができるのかも情報提供しながら、検討していただくよう進めていきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

さりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時50分 終了

---

午後 1時50分 再開

さりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。  
委員会を再開する。  
以上で本日の日程はすべて終了した。  
これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1時51分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優